

大学における継続的な法教育の実践

—民事訴訟法ゼミと立法技術論の授業からの示唆

長島光一（帝京大学）

1. 法教育の課題

法教育・法学教育では、法に関する興味関心という意味で「入口」への注目が集まる。大学の授業も、「法学入門」などの名前で、法の身近さ・法的思考・問題意識・基礎知識などを学ぶものとなっていることが多い。

それでは「法学入門」に対し、「法学出門」は何なのか。研究か、実務か、社会実装か。通常は、成績を試験によってはかることになるだろうが、法学によって何を身につければよいのか、それが実際に身についたかどうかは、はっきりとしないままのことが多い。（法知識と法意識の乖離問題）

そこで、一回きりでなく、長期間にわたってプロセスを通じて、学生と一緒に法学について考えるという授業（法教育）を行った。本報告では、その授業展開とその効果を分析することによって、法学の奥深さ・学問的な意義・実務の思考・その後の学びなどの示唆を共有する。

2. 実践報告

本報告は、2つの授業を基にする。

①帝京大学法学部：法律学演習＝ゼミ（民事模擬裁判）：法学部の民事訴訟法ゼミにおける模擬裁判実習のあり方とその後のフォローについての実践である。法学は「既に決まっている」事実を前提に法的な評価を行うため、他人事・当事者意識なし・偏った中立公平感・正解志向に陥りやすい。法律問題を考える上で前提となる「事実」に注目し、紛争・法律問題が起こる前提や民事訴訟の仕組みの理解を、実践を通して考えてもらった。

模擬裁判といえば「勝ったか負けたか」に注目しがちであるが、むしろ、模擬裁判を起点に授業を展開し、学生に様々な課題を検討させる機会を設けた。模擬裁判のテーマは、昔話法廷民事裁判バージョン、自動運転裁判である。なお、この授業の前提として、拙稿「現在進行形の民事訴訟を題材とする法教育」法と教育 Vol.9（2019）17頁以下があるので参考にされたい。

②慶應義塾大学総合政策学部：立法技術論：総合政策学部での立法技術を学ぶ授業を担当したが、よくある「法律の作り方」ではなく、法律がどうしても必要なのか、どういうプロセスで法律が出来上がるのか、法律はできておしまいか、なぜ法律はできないのか等に注目をした授業を行った。

この授業では、法教育的なアプローチを重視して授業を展開したこともあり、色んな法教育をやる中での学生の法学に対する意識の変容を、学生自身で考察してもらった。そして、この授業の特殊性として、問題意識を映像にして発表し、問題意識を共有化するという出口目標を設定したので、その意義と効果についても検討を行う。

3. 結論の方向性—「法学出門」を考える

法学の出口目標は、多種多様である。担当教員の考える「学生の獲得目標」があるはずであり、それに向けた各々の授業展開が考えられる。しかし、実践を通じた学生の反応から、一定の能力（担当教員によって異なる内容）を獲得することは前提としても、①法と社会（現実に起こる問題）の関係を考える際、それぞれが社会における事象を分析するためのひとつの「ものさし」（指標・基準）として法をつかえるようになること、②法や裁判は、簡単に立法・判断（判決）できるものではなく、その背景の社会・人間・紛争についての理解が必要であり、勉強するほどその答えは簡単には出てこないことを実感すること（だから自分で見極める）、は共通であると思われる。